

## 大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)の一部を改正する省令(案)に対する意見の募集(パブリックコメント)の結果について

令和8年1月14日(水)から令和8年2月12日(木)にかけて、大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)の一部を改正する省令(案)に対する意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

今回の意見募集に当たり、ご協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも環境行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

### 1. 実施期間等

- ・意見募集期間：令和8年1月14日(水)～令和8年2月12日(木)
- ・告知方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)への掲載
- ・意見提出方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)の「意見提出フォーム」

### 2. 御意見の件数

1件

### 3. 御意見及びそれに対する考え方

別表のとおり

## 御意見及びそれに対する考え方

項目数	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>省令案を支持します。ガソリン車・ディーゼル車のNOx・PM排出基準強化は、大気汚染防止として重要です。ただし、CO<sub>2</sub>は大気汚染防止法の対象外です。運輸部門のCO<sub>2</sub>排出（全体20%超）が異常気象の原因の一つなので、排ガス規制強化を機に、ガソリン車新車販売の2035年禁止を2030年に前倒しし、EV・自転車推進と連動させてください。専用レーン整備・購入補助を優先し、地方格差解消とCO<sub>2</sub>削減を同時に実現すべきです。省令案に反映を求めます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 後段については今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>